

川崎市生活環境影響調査実施指針

(平成10年8月4日制定)

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置許可申請（変更許可申請を含む。）に当たり、申請者が処理施設の構造・維持管理について、その計画段階で周辺地域の生活環境の保全に適切に配慮することを確保するとともに、設置許可申請を審査するに当たり、申請者の配慮が適切なものか否かを判断するために必要な資料とするため、設置許可を要する全ての処理施設について規定された「生活環境影響調査」を行うために必要な事項を定める。

2 基本的な事項

- (1) 生活環境影響調査において調査すべき事項は、処理施設の存在及び稼働、廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、水質、騒音、振動、悪臭及び地下水に係る事項とし、原則として全ての事項について調査を実施する。
- (2) 各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）は、処理施設の種類及び規模、処理される廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査項目及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。
- (3) 状況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえ、調査対象地域を設定したのち、原則として既存の文献・資料及び現地調査により行う。
- (4) 把握する自然的条件及び社会的条件の項目（以下「把握する自然的条件等」という。）については、調査事項ごとに次に示す事項を基本とする。なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とする。

ア 大気質 気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

イ 水質 水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源

ウ 騒音 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

エ 振動 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

オ 悪臭 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

カ 地下水 地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

- (5) 処理施設の設置により予測される生活環境影響評価項目の変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲については、計画されている処理施設の構造・維持管理に基づき、一般的に用いられている予測方法（定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算式、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等）により行う。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行う。

3 生活環境影響調査項目

調査項目は、次のとおりとし、大気質、水質及び悪臭にあつては別表の中から必要な

項目を選定する。

(1) 大気質

ア 焼却施設の煙突からの排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目の濃度等

イ 最終処分場における廃棄物の埋立については、粉じんの濃度等

ウ 廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度等

(2) 水質

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（BOD）（排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量（COD））、浮遊物質（SS）、窒素又はリンの含有量（排水基準を定める総理府令別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

(3) 騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

(4) 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

(5) 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は処理施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質の濃度及び臭気指数等

(6) 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況等

4 調査範囲

生活環境影響調査における影響調査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 大気質

寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域

(2) 水質

公共用水域、排水の取水口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等が起きると予想される地域

(3) 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点

(4) 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点

(5) 悪臭

ア 煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域

イ 処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域

(6) 地下水

井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響が起きると予想される地域

5 予測手法

生活環境影響調査において採用する標準的な予測手法は、次のとおりとする。

(1) 大気質

プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法等

(2) 水質

数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法等

(3) 騒音

騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法等

(4) 振動

振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法等

(5) 悪臭

ア 煙突から排出される悪臭については、(1)に示す拡散式を用いて悪臭濃度を予測する方法等

イ 処理施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法等

(6) 地下水

解析式を用いる手法又は定性的な測定方法

6 評価

処理施設の設置による影響の程度は、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら解析し、環境基準等の目標と併せて評価する。

(1) 大気質

ア 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準等

(ア)「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示25号)

(イ)「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示38号)

(ウ)「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示4号)

イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準

(ア)「大気汚染防止法」に基づく排出基準等

(イ)「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)

(ウ)「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準等

(エ)「二酸化窒素の短期指針値」(昭和53年中央公害対策審議会答申)

(オ)「塩化水素の短期指針値」(昭和52年環大規136号の第2)

(2) 水質

ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準等

(ア)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示59号)

(イ)「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月環水企発第040331003号、環水土発第040331005号)

イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準

(ア)「水質汚濁防止法」に基づく排水基準等

(イ)「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)

- (ウ)「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
- (3) 騒音
 - ア 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準等
 - (ア)「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示64号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア)「騒音規制法」に基づく規制基準
 - (イ)「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
- (4) 振動
 - ア 「振動規制法」に基づく規制基準
 - イ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
- (5) 悪臭
 - ア 「悪臭防止法」に基づく規制基準
 - イ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
- (6) 地下水
 - ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準等
 - (ア)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示59号)
 - (イ)「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年3月8日環水管第21号)に定める要監視項目
 - (ウ)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示10号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア)「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (イ)「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準

7 その他

- (1) 大気質、水質、騒音、振動、悪臭又は地下水のうち、処理施設の構造、処理対象廃棄物の種類等により影響の発生が想定されない場合等については、調査の必要はないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査の必要がないと判断した理由を生活環境影響調査書に記載する。
- (2) 生活環境影響調査書は、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにする。
- (3) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく評価書又は川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)に基づき実施された環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)報告書であって本指針の要件を満たすものは、生活環境影響調査書とみなす。

附則

（施行期日）

この指針は、平成１０年８月４日から施行する。

附則

（施行期日）

この指針は、平成１９年５月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この指針は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この指針は、令和７年４月１日から施行する。

別 表

I 大気質調査項目

(環境基準設定物質)

1 環境基準が設定されている物質 (但し、光化学オキシダント生成要因物質を除く。)

- (1) 二酸化硫黄
- (2) 二酸化窒素
- (3) 一酸化炭素
- (4) 浮遊粒子状物質
- (5) ダイオキシン類
- (6) ベンゼン
- (7) トリクロロエチレン
- (8) テトラクロロエチレン
- (9) ジクロロメタン
- (10) 微小粒子状物質

(規制物質)

2 大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する物質 (但し、環境基準設定物質を除く。)

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物
- (6) 硫黄酸化物
- (7) ばいじん
- (8) 一般粉じん
- (9) 特定粉じん
- (10) 炭化水素
- (11) 粒子状物質
- (12) トルエン
- (13) キシレン
- (14) ホルムアルデヒド
- (15) フェノール
- (16) アンモニア
- (17) シアン化合物
- (18) 硫化水素

(有害大気汚染物質)

3 大気汚染防止法で規定する有害大気汚染物質 (但し、環境基準設定物質及び規制物質を除く。)

- (1) アクリロニトリル
- (2) アセトアルデヒド

- (3) 塩化ビニルモノマー
- (4) クロロホルム
- (5) 酸化エチレン
- (6) 1、2-ジクロロエタン
- (7) 水銀及びその化合物
- (8) ニッケル化合物
- (9) ヒ素及びその化合物
- (10) 1、3-ブタジエン
- (11) ベリリウム及びその化合物
- (12) ベンゾ [a] ピレン
- (13) マンガン及びその化合物
- (14) 六価クロム化合物
- (15) 塩化メチル
- (16) クロム及び三価クロム化合物

II 水質調査項目

(環境基準設定物質)

1 生活環境の保全に関する環境基準が設定されている物質

- (1) 水素イオン濃度 (pH)
- (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- (3) 化学的酸素要求量 (COD)
- (4) 浮遊物質 (SS)
- (5) 溶存酸素量 (DO)
- (6) 大腸菌数
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質
- (8) 全窒素
- (9) 全リン
- (10) 亜鉛

2 人の健康の保護に関する環境基準が設定されている物質

- (1) カドミウム
- (2) 全シアン
- (3) 鉛
- (4) 六価クロム
- (5) 砒素
- (6) 総水銀
- (7) アルキル水銀
- (8) PCB
- (9) ジクロロメタン
- (10) 四塩化炭素
- (11) 1、2-ジクロロエタン
- (12) 1、1-ジクロロエチレン
- (13) シス-1、2-ジクロロエチレン

- (14) 1、1、1-トリクロロエタン
- (15) 1、1、2-トリクロロエタン
- (16) トリクロロエチレン
- (17) テトラクロロエチレン
- (18) 1、3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン
- (24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- (25) ふっ素
- (26) ほう素
- (27) 1、4-ジオキサン

(規制物質)

3 水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する物質
(但し、環境基準設定物質に掲げる物質を除く)

- (1) 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)
- (2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (3) フェノール類含有量
- (4) 銅含有量
- (5) 亜鉛含有量
- (6) 溶解性鉄含有量
- (7) 溶解性マンガン含有量
- (8) クロム含有量
- (9) ニッケル

(要監視物質)

4 平成16年環水企発第040331003号、環水土発第040331005号に定められている物質

- (1) クロロホルム
- (2) トランス-1、2-ジクロロエチレン
- (3) 1、2-ジクロロプロパン
- (4) p-ジクロロベンゼン
- (5) イソキサチオン
- (6) ダイアジノン
- (7) フェニトロチオン(別名ME P)
- (8) イソプロチオラン
- (9) オキシシン銅(別名有機銅)
- (10) クロロタロニル(別名T P N)
- (11) プロピザミド
- (12) E P N
- (13) ジクロルボス(別名DD V P)
- (14) フェノブカルブ(別名B P M C)

- (15) イプロベンホス（別名 I B P）
- (16) クロロニトロフェン（別名 C N P）
- (17) トルエン
- (18) キシレン
- (19) フタル酸ジエチルヘキシル
- (20) ニッケル
- (21) モリブデン
- (22) アンチモン
- (23) 塩化ビニルモノマー
- (24) エピクロロヒドリン
- (25) 全マンガン
- (26) ウラン

（ダイオキシン類）

5 ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質（ダイオキシン類）

Ⅲ 悪臭調査項目

（特定悪臭物質）

1 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質

- (1) アンモニア
- (2) メチルメルカプタン
- (3) 硫化水素
- (4) 硫化メチル
- (5) 二硫化メチル
- (6) トリメチルアミン
- (7) アセトアルデヒド
- (8) プロピオンアルデヒド
- (9) ノルマルブチルアルデヒド
- (10) イソブチルアルデヒド
- (11) ノルマルバレルアルデヒド
- (12) イソバレルアルデヒド
- (13) イソブタノール
- (14) 酢酸エチル
- (15) メチルイソブチルケトン
- (16) トルエン
- (17) スチレン
- (18) キシレン
- (19) プロピオン酸
- (20) ノルマル酪酸
- (21) ノルマル吉草酸
- (22) イソ吉草酸

(臭気指数)

2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10の悪臭の規制
基準に示す臭気指数